

個人番号（マイナンバー）提供のお願い

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の施行に伴い、幼稚園や保育園等の手続きの際に個人番号（マイナンバー）の確認が必要になりました。そのため、申請書に個人番号の記入が必要となりますので、ご協力をお願いいたします。

【利用目的】

子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務の範囲で利用します。

【対象者】

個人番号の記入が必要な方は下記のとおりです。（必要となる方は記載例を参考にしてください。）

- ① 申請者である保護者：申請書を提出する際に、番号確認及び本人確認が必要となります。
 - ② 申請者以外の保護者：申請者である保護者が確認し、記入してください。（窓口での確認はありません。）
 - ③ 申請に係る児童：申請者である保護者が確認し、記入してください。（窓口での確認はありません。）
- ※ ①～③以外でも個人番号が必要になる場合があります。（家計の主宰者など）
- ※ 個人番号を記入する際は誤りのないようにご注意ください。

【書類を提出する際の申請者の確認書類】 A又はBのいずれかをお持ちください。

(A) マイナンバーカード

(B) 個人番号が確認できる書類（通知カード等）及び本人確認書類（運転免許証やパスポートなどの官公署から発行・発給された顔写真付の書類等）

※ 申請者以外の方が窓口に来る場合は、(A)又は(B)の写しに加え、委任状及び代理人の本人確認書類（運転免許証やパスポートなどの官公署から発行・発給された顔写真付の書類等）が必要となります。